

新磐田スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、新磐田スマートインターチェンジ地区協議会（以下「地区協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、新磐田スマートインターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該インターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態・整備効果等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 地区協議会は、主に次の事項について検討・調整する。

- (1) 当該インターチェンジの社会便益
- (2) 当該インターチェンジ及び周辺道路の安全性
- (3) 当該インターチェンジの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化
- (4) 当該インターチェンジの採算性
- (5) 当該インターチェンジの構造及び整備方法
- (6) 当該インターチェンジの管理・運営方法
- (7) 当該インターチェンジの利用促進方法
- (8) 当該インターチェンジの名称案の決定
- (9) その他、当該インターチェンジの設置・管理・運営に関して必要な事項

(構成)

第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。

(会長等)

第5条 地区協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、磐田市長をもって充てる。
- 3 副会長は、磐田市建設部長をもって充てる。
- 4 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地区協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 会長が必要と認める場合は、別表第1に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

(作業部会)

第7条 地区協議会に第3条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行うため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 作業部会の会長は、磐田市建設部長をもって充てる。
- 4 副会長は、磐田市経済産業部長をもって充て、会長を補佐する。
- 5 作業部会の会議は、会長が召集し、その議長となる。
- 6 会長が必要と認める場合は、別表第2に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 地区協議会及び作業部会の事務局は、磐田市建設部都市整備課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて、別途、地区協議会で協議のうえ処理するものとする。

附 則

この規約は、平成24年12月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年12月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年12月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年2月9日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年3月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年3月29日から施行する。

別表第1（第4条関係）

所属・役職等
磐田市長
国土交通省 中部地方整備局 道路部 地域道路課長
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所長
静岡県 交通基盤部 道路局 道路企画課長
静岡県 交通基盤部 袋井土木事務所長
静岡県 警察本部 交通部 交通規制課長（削除）
静岡県 警察本部 交通部 高速道路交通警察隊長
静岡県 磐田警察署長
中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課長
中日本高速道路株式会社 東京支社 浜松保全・サービスセンター所長
磐田商工会議所 会頭
磐田市商工会 会長
磐田市 経済産業部長
磐田市 建設部長

別表第2（第7条関係）

所属・役職等
国土交通省 中部地方整備局 道路部 地域道路課 課長補佐
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 計画課長
静岡県 交通基盤部 道路局 道路企画課 高速道路班長
静岡県 交通基盤部 袋井土木事務所 企画検査課長
静岡県 警察本部 交通部 交通規制課 規制企画係長（削除）
静岡県 警察本部 交通部 高速道路交通警察隊 安全規制・管制係長
静岡県 磐田警察署 交通課 規制係長
中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長代理
中日本高速道路株式会社 東京支社 浜松保全・サービスセンター工務担当課長
磐田市 経済産業部長
磐田市 建設部長